

表 彰 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、シロアリの調査、研究、防除並びに本会の運営について功績があった者を表彰するための規準を定めたものである。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は会員とする。ただし、会員外であっても功績が顕著と認められる者は、表彰の対象とすることができる。

(表彰の基準)

第3条 連携団体が推薦する表彰は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 シロアリ及び腐朽の調査研究について功績が顕著と認められたもの。
- 二 防蟻・防腐方法及び材料並びに防除薬剤を開発し、防蟻・防腐対策上有効と認められたもの。
- 三 協会、連携団体の運営に5年以上貢献し、その功績が特に顕著と認められたもの。
- 四 防除施工業務に20年以上従事し、その功績が特に会員の模範と認められたもの。
- 五 前各号以外のものであって、本会及び連携団体への功績が顕著であり連携団体の長が表彰するに値すると特に認めたもの。

2 本会が推薦する表彰は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 本会の運営に5年以上貢献し、その功績が特に顕著と認められたもの。
- 二 前項第一号、第二号のもの、及び本会への功績が顕著であり会長が表彰するに値すると特に認めたもの。

(表彰推薦の手続)

第4条 前条第1項に該当すると認められるものを推薦しようとする者は、様式に定める書式により、連携団体の長に提出するものとする。

2 受理した連携団体の長は、内容を審査し、推薦することが妥当であると認められるときは、様式に定める書式のほか必要な書類を調べ副申書を添えて会長に提出するものとする。

3 前条第2項に該当すると認められるものを推薦しようとする者は、様式に定める書式のほか必要な書類を調べ、本会会長に提出するものとする。

(表彰者の決定)

第5条 前条による推薦の提出があった表彰者については、企画運営委員会で表彰の妥当性について審査し、妥当と認められた場合は、理事会の承認を得て決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は毎年開催される全国大会において、表彰者に副賞を添えて表彰状を授与するものとする。ただし、別途催しを行ったときに表彰することができる。

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日理事会承認）

この規程は、昭和 59 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 11 日理事会承認）

本規程第 5 条の一部改正については、平成 3 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 8 日理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 24 年 2 月 8 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

平成 24 年 3 月 28 日
(正副会長決定)

表彰規程に関する運用について

1. 表彰規程第 3 条第 1 項に規定する表彰の基準において、第一号、第三号から第五号の功績、第二号の有効と認められたものについては、それぞれ根拠とする具体的な事績を必要とする。また、第五号については本会と表彰者の関連を示す具体的な資料を添付するものとする。
2. 表彰規程第 4 条に規定する表彰推薦の手続においては、様式に定める書式のほか、上記 1 の内容を示す参考資料も添付するものとする。
3. 表彰規程第 3 条の表彰の基準による表彰は同一人において 1 回限りとする。
ただし、第 1 項第四号による表彰については、他の各号で表彰された場合でも、1 回に限り、表彰することができる。
4. 表彰の推薦があった者の属する会員において会費の未納がある場合、その者は表彰しない。

平成 24 年 9 月 19 日第 3 回理事会承認
平成 30 年 3 月 26 日第 2 回理事会改正